

# 歴史とは何を継ぎ、何を生かすのかをめぐって

市は、地域に残る良好な歴史的風致<sup>(※1)</sup>を維持向上させるため、歴史まちづくり法<sup>(※2)</sup>に基づき「高梁市歴史的風致維持向上計画」の策定を進めており、素案をまとめました。

今月号では、その概要をお知らせして、皆さんの意見をお聞きします。

■問い合わせ 歴史まちづくり課 歴史まちづくり推進係 (☎0262-2217)

## 計画策定の目的

本市には、備中松山城や頼久寺庭園、吹屋重要伝統的建造物群に代表される歴史的価値の高い建造物や町並みが、現在も数多く残っています。

また、そこには松山踊りや神社祭礼、備中神楽、渡り拍子などの伝統祭事や伝統芸能が今に受け継がれ、歴史的建造物と一体となって、良好な市街地環境(歴史的風致)が保たれています。

これまでも文化財や町並みの保存に努めてきましたが、過疎化や高齢化が進む中、現在、高

梁の特長ともいえる町並みの個性や連続性が失われつつあり、伝統祭事や芸能の伝承も難しくなりつつあります。

これらが失われてしまわないように、10年後を見据えて高梁の歴史と伝統を後世に良い形で守り伝えていく必要があります。これまで以上に積極的に保存や継承活動に取り組んでいくため、計画を策定するものです。

策定した計画について国の認定を受けることで、歴史的な建造物の修理や周辺の整備など、国の支援を受けながら、歴史的なまちづくりを推進することができます。

## 計画期間

平成22～31年度(10年間)

## 重点区域

歴史的風致の維持向上に向けて重点的・一体的に事業を推進する「重点区域」として、次の2地区を設定します。重点区域の取り組みから、さらに市内全域の歴史的風致の向上を図っていきます。

①高梁地区：江戸時代前期(備中松山藩主・水谷氏の治世)までに形成された旧城下町(商人・町人町、武家町、寺院群)

②吹屋地区：吹屋伝統的建造物群保存地区とその周辺

## 維持向上すべき歴史的風致

本市の「維持向上すべき歴史的風致」として、計画では次ページのとおりに、4項目に分けてまとめていきます。

## 今後実施する事業

本市の歴史的風致の維持向上を図るため、次の事業に取り組むほか、景観計画の策定や、伝統芸能伝承活動の推進などを実施していきます。

- ①文化財等歴史的風致を形成している建造物の整備
- ②展示・交流施設の整備
- ③周遊ルートの修景整備

(※1)歴史的風致：地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物やその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境

(※2)歴史まちづくり法：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年11月施行)の通称。

地域に残る歴史的風致の維持向上を目指す地方都市の支援を目的とする

# 本市の維持すべき歴史的風致

本市では、歴史ある町並みや寺社などの建造物、豊かな自然の恵みを願う祭礼や神事が一体となって、今もそれぞれの地域に受け継がれています。

重要文化財である備中松山城、風情や情緒あるたたずまいの城下町、また伝統的建造物群保存地区である吹屋地区の銅山とベンガラで栄えた町並みを舞台に、備中神楽、渡り拍子、松山踊りなどの伝統的な文化や芸能が継承され、長い歴史と伝統を育みながら良好な市街地環境を保ってきました。

## ① 城下町高梁に見る歴史的風致

- ・松山踊り(地踊り)
- ・松山踊り(仕組み踊り)
- ・八幡神社祭礼
- ・御前神社祭礼



## ② 吹屋に見る歴史的風致

- ・吹屋の町並み(吹屋往来)
- ・吹屋小学校
- ・高草八幡神社例祭(神輿・渡り拍子)



## ③ 備中神楽に見る歴史的風致



## ④ 渡り拍子に見る歴史的風致



# 歴史的風致維持向上計画(案)にご意見を

## 【素案の閲覧】

歴史まちづくり課、各地域局で閲覧できます(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分)。また、市ホームページ(<http://www.city.takahashi.okayama.jp/>)でも閲覧できます。

【閲覧期間】 7月14日(水)まで

## 【意見提出方法】

7月14日(水)までに、所定の様式に郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記し、郵送かファックスで、歴史まちづくり課(〒716-8501 [住所不要]・FAX ☎0262)までご意見をお寄せください。様式は閲覧場所に備えてあるほか、市ホームページでダウンロードできます。また、市ホームページから入力することもできます。

※この計画の策定に当たり、パブリックコメントを実施します。パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策等を立案する過程で、当該施策等の趣旨や内容を公表し、これらについて提出された市民等の意見や情報を考慮して、立案に係る意思決定を行うとともに、市民等の意見に対する考え方を公表する一連の手続きのことです。